

## 韓国の法律

### 個人情報保護法

#### 第15条 (個人情報の収集・利用)

個人情報処理者は次の各号のいずれかひとつに該当する場合には、個人情報を収集することができ、その収集目的の範囲で利用することができる。

1. 情報主体の同意を得た場合
2. 法律に特別な規定があったり、あるいは法令上の義務を遵守するために不可避な場合
3. 公共機関が法令等で定める所管業務の遂行のため不可避な場合
4. 情報主体またはその法定代理人が意思表示をすることができない状態にあたり、あるいは住所不明等により事前の同意を得ることができない場合で、明白な情報主体または第三者の窮迫な生命、身体、財産の利益のため必要と認定された場合。
5. 個人情報処理者の正当な利益を達成するために必要な場合で、明白に情報主体の権利よりも優先される場合。この場合、個人情報処理者の正当な利益と相当な関連があり、合理的な範囲を超過しない場合に限る。

### 社会保障基本法

第30条 (社会保障給付の権利) 国家と地方自治団体は、国民の社会保障受給権の保障及び財政の効率的運営のため次の各号に関する社会保障給付の管理体系を構築・運営しなければならない。

第2号 社会保障給付の死角地帯発掘

第37条 社会保障情報システムの構築・運営

### 社会保障給付の利用提供及び受給権者の発掘に関する法律 (2015年7月制定)

#### 第4条 (基本原則)

第2項 保障機関は支援が必要な国民が給付対象から漏れることのないよう支援対象者を発掘し、必要とする社会保障給付を適切に提供することができよう努めなければならない。

## 個人情報保護法

(利用目的の特定)

第十五条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

(利用目的による制限)

第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

## 災害対策基本法

(避難行動要支援者名簿の作成)

第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

3 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

(名簿情報の利用及び提供)

第四十九条の十一 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

### 野洲市債権管理条例

(徴収停止)

第6条 市長は、非強制徴収公債権等で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第171条の5各号に掲げるもののほか、債務者が著しい生活困窮状態(生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けているとき、又はこれに準ずる状態をいう。以下同じ。)にあり、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

(債権放棄)

第7条 市長は、市の私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該私債権及びこれに係る損害賠償金その他の徴収金の全部又は一部を放棄することができる。

(5) 債務者が著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難で、当該私債権その他の債権について弁済することができる見込みがないと認められるとき。

### 野洲市くらし支え合い条例(案)

#### 第3章 生活困窮者等への支援等

(生活困窮者等の発見)

第23条 市は、その組織及び機能の全てを挙げて、生活困窮者等の発見に努めるものとする。

(支援の方法)

第24条 市は、生活困窮者等を発見したときは、その者の生活上の諸課題の解決及び生活再建を図るため、その者又は他の者からの相談に応じ、これらの者に対し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。